

# 令和8年度 京都市立烏丸中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものです。また、平成29年3月に国の基本方針が改定されたことから、平成30年4月より烏丸中学校いじめ防止基本方針を改定することとします。

#### ・京都市における課題と本校の現状

京都市における課題としては、多くのケースでいじめ事案については解決できているものの、稀ではあるが、教職員のいじめ問題の抱え込みから情報共有できておらず重大事態に至るケースや、初期対応のミスなどがありました。未然防止の視点で各校様々な取組を行っているものの組織的対応という点においてはまだまだ改善の余地があるように思われます。

本校の現状としては、いじめの案件では9割近くが「からかう」や「いじり」によるものであり、同じ学年や、同じ学級など、生徒同士の人間関係がある程度構築されている者同士の案件が目立っています。これらの多くは、生徒から担任や学年教職員、養護教諭などへの訴えで認知に至るケースとなっており、綿密な教職員間の連携が必要とされています。

### (2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

#### ■いじめの定義 \*京都市いじめの防止等に関する条例第2条

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

## ■いじめの解消の定義 \*京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

### ・いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

### ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

## 2 いじめ対策委員会

・ **構成** 学校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 各学年主任 養護教諭 教育相談主任  
生徒会指導主任 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

・ **役割** 未然防止・早期発見・事案対処

・ **開催時期** 1週間に1回の開催

・ **児童生徒・保護者への周知方法**

年度当初の全校集会にて、生徒に方針や役割などを説明し、構成員の周知を行う。

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

・ **授業改善（わかる授業・生徒指導の機能が活かされた授業づくり・学習環境の整備）**

○京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容やグループ学習等の学習形態を工夫する。

○各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律の確立や誰もが発言しやすい雰囲気づくりに努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

○生徒指導の実践上の4つの視点（自己存在感の感受・共感的な人間関係の育成・自己決定の場の提供・安全安心な風土の醸成）を常に念頭に置きながら授業づくりに務める。具体的には、生徒の独自性や個性、そして主体性を大切に、人間的な触れ合いを大事に指導にあたる。

#### ・ 道徳教育、人権教育の充実

○生徒の道徳的実践力・人権意識を育むため、道徳・人権教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。道徳の時間をしっかり確保し、年間カリキュラムに基づいて実施すると共に、いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うための教材を開発し、生徒の発達段階に応じた教材を用いた指導・啓発を行う。人権教育では、全学年、素地学習として身の回りの人権問題について学習する。また、1年生は、障がい者についての理解を、2年生は、国際理解教育を学習する。3年生はさまざまな人権問題を学習する。人権学習の一つとして全学年、性教育・男女共同参画社会について学習し、人権学習の充実をはかる。

#### ・ 児童生徒が主体的に行う活動や体験学習の充実

##### （生徒会活動・PTA、地域と連携した体験活動）

- 生徒会活動を中心とした、生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- 伝統文化体験・職業体験・ボランティア活動等を通して、地域や社会に流れる人とのつながりや絆、おもてなしの心などを体感させ、各教科や道徳の時間との関連も図りながら、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- 京都市中学校生徒会サミットのテーマやまとめを様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。
- 具体的には、生徒会が中心になって作成した「絆からsmile」のスローガンやシンボルマークを掲げると共に、地生連の取り組みとも連動し、人権標語をティッシュやカイロに貼り付けて地域に配布するなどして、生徒相互または地域へ人権意識向上の発信活動を行う。
- 「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- あらゆる機会を捉え、本方針の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。
- 生徒会主催の「朝のあいさつ運動」に関わってもらい、生徒の育成に参画して頂く機会を増やす。
- PTAを中心とした街頭人権啓発活動を行う

#### ・ 児童生徒同士の絆づくり

- 学級活動において、生徒の学級での教科係などの役割を明確化することにより、学級での生徒同士の絆づくりの一環として行う。
- 体育祭などの行事では学年の壁を無くす目的で縦割り活動を行っている。
- 学校運営協議会・地域少年補導委員会をはじめ、地域の諸団体と連携し、生徒と地域との交流の機会を設定することを通して、地域が子ども見守り隊としての役割を担ってもらえるようにする。

○京都市中学校生徒会議のテーマやまとめを様々な機会を通して、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動・実践できる力を育てる。そのために生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるように指導する。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

### ・ 日常の児童生徒に関する情報共有

○全教職員は、日常の生徒観察や相互の情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。とりわけ学級担任は、教育相談、生活点検表や学級日誌、その情報を確実に共有・分析し、速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては必ず記録を取るようにする。また、保護者や地域との連携を丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。

### ・ 児童生徒に対する定期的な調査（いじめに対するアンケート・クラスマネジメントシート）

○日常の生徒観察に加えいじめに関するアンケート、クラスマネジメントシートを複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

○日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールも活用して生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

### ・ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

○いずれのアンケートについても学年や学級だけにとどまらず、様々な視点での生徒理解が必要と考え、生徒指導委員会においては、スクールカウンセラーから心理的側面に着眼点を置いた助言や意見をいただき、生徒の心の内側にある悩みや学級の様子を共有し教育相談を実施しています。

## (3) いじめが起こったときの措置及び組織的な対処

### ・ 基本的な考え方

○いじめは法及びいじめ防止条例において、次のとおり定義されている。

（いじめ防止対策推進法第2条）

児童生徒に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のように定義されているが、本校では個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立つものとする。もとより、「いじめ」の態様は非常に多様化しており、見えないところで被害が発生している。いじめ事案については単なる謝罪ではなく、「二度としません」と生徒に「気づき」をもたせることを最大の目標にして指導を行うことが重要であると考えている。

この「気づき」の部分が教師と生徒の確かな「共感的理解の構築」へとつながるのだと考え一つ一つのいじめ事案に対して誠意を持ち粘り強く指導する。

いずれにおいても早期発見・早期対応を念頭に「手遅れのない対応」を心がける。

本校では、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を柱にして「いじめ」に対して向き合う。

- ・ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

# 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

## 前提となる基本事項

### 『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

### 『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

### 未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

### いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない  
観 察

### 組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない  
対 応

#### 【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

#### 【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

### 管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った  
指 導

#### 【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

#### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

#### 【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

#### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

#### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

### 「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

#### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
  - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携して進める。
- 京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」「携帯電話の危険性」を実施する。  
インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- 個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- 日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上・ネットモラルの育成に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- 教科指導・学級指導の中で情報リテラシーを涵養する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

日常的に生徒の動向を情報交換し、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。

- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。研修内容については、年間計画に記載する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

・関係機関との連携

被害届が出されている場合は、教育委員会、警察と十分に連携をとる。

いじめが認知された段階で「いじめ事案報告書」を教育委員会に提出する。

・保護者・地域との連携

年2回の地域生徒指導連絡協議会などで校内から代表の教諭2名（生徒指導部長・補導主任）が校内状況を地域へ発信するほか、地域からの情報をいち早く共有する。

5 重大事態への対処

・基本的な考え方（定義）

重大事態については、「いじめ防止対策推進法第28条」において、次のとおり定義されている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

・重大事態が発生したときの対応

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(個人情報の取扱い) \*京都市いじめの防止等取組指針より

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

## 6 年間計画 (予定)

いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を次掲の計画に基づき実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合もある。

### 年間計画 (予定)

月	対策会議 (いじめ対策委員会等) の開催 や教職員の資質能力向上 (校内研修) の 取組	未然防止の取組	早期発見・積極的 認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの 確認」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生を歓迎会 ・学級目標決め	・前年度の記名式アンケート・クラス マネジメントシートについて確認と 共有	・学校説明会で 保護者啓発 ・授業参観 ・家庭訪問週間
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向け て」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」	・憲法月間の講話「いじめ の問題」について 【1年】携帯電話教室 【2年】非行防止教室  【3年】修学旅行	・第1回クラスマネ ジメントシートの実施、学年集約と 共有①	・上御霊神社祭 礼パトロール
6	◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」	・生徒総会 ・人権素地学習  ・体育祭	・教育相談の実施① ・第1回記名式いじ めアンケートの実 施、学年集約と共 有①	・家庭地域教育 学級 ・休日参観 ・PTA 総会 ・道徳公開授業 ・学校運営協議会
7	◇いじめ対策委員会④ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業を迎えるにあた っての心構え ・学年集会		・三者懇談会 ・学校評価アン ケートの実施
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サ イクル」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて ◆校内夏季研修会③	・生徒会リーダー講習会	・夏休み明けの生徒 の様子を学年で共 有、組織的対応の 検討	・地域パトロー ル

	<p>「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」</p> <p>◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」</p> <p>◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」</p>			
9	<p>◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」</p>	<p>・文化祭、合唱コンクール に向けての取組</p>		
10	<p>◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」</p> <p>◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」</p> <p>◆校内研修会④ 「いじめに特化した出前研修の実施」</p>		<p>・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有②</p> <p>・教育相談の実施② (3年進路相談)</p>	<p>・学校評価の実施</p> <p>・道徳公開授業</p> <p>・学校運営協議会②</p>
11	<p>◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機能を生かす）」</p>	<p>・小中授業交流</p> <p>・薬物乱用防止教室</p>	<p>・教育相談の実施② (3年進路相談)</p> <p>・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②</p>	<p>・進路保護者会</p> <p>・入学説明会</p>
12	<p>◇いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p>	<p>・人権学習</p> <p>・人権標語の作成と発表</p> <p>・冬季休業を迎えるにあたっての心構え</p> <p>・学年集会</p>		<p>・三者懇談会</p> <p>・学校評価アンケートの実施</p>
1	<p>◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<p>・小中連携の情報の集約について</p>		

2	◇いじめ対策委員会① 「クラスマネジメントシートの結果から」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」			・家庭地域教育 学級
3	◇いじめ対策委員会② 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	・学校運営協議会③
<p>※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）</li> <li>・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」</li> <li>・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」</li> <li>・ 「校内生徒指導研修」</li> <li>・ 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」</li> </ul> <p>※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。</p> <p>※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。</p> <p>※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。          事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。</p>				